

議事（1）仙台市社会福祉審議会運営要領の改正について

1 改正の概要【資料 4-2、4-3】

児童館の設置、管理及び運営に関する事項並びに放課後児童健全育成事業（以下、「児童クラブ」という。）の設備及び運営に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に「児童館・児童クラブのあり方検討部会」を置くもの。

また、各部会の総称を「部会」とし、略称規定を追加するもの。

2 改正の理由【資料 4-4】

児童館・児童クラブを取り巻く様々な課題に対応し、市民サービスの維持・向上を図りつつ、将来的に事業を持続可能なものとしていくため、児童福祉専門分科会に「児童館・児童クラブのあり方検討部会」を設置して、児童館及び児童クラブの中長期的な取り組みに関する事項について調査審議するもの。

また、本要領において、これまで各部会の総称としては略称規定を設けずに「審査部会」と表記していたが、条文中の用語の表現を明確化する観点から略称規定を追加するもの。略称には、「身体障害者福祉審査部会」「措置・里親審査部会」「保育所等認可審査部会」及び今回新たに設置を提案する「児童館・児童クラブのあり方検討部会」に共通する「部会」を用いる。